

議 事 録

議 長 ただいまから、令和８年８月定例農業委員会を開会させていただきます。

 まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。

 なお、この会議は農業委員会等に関する法律第３２条に「総会は公開する」旨が規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局 傍聴者はありません。

 なお本日の委員会は、農業委員定数１４名中１３名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。

 また、推進委員は６名の委員中６名が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は１２件、ご報告申し上げます案件は５件となっております。

 署名委員は、宗野委員と小澤委員です。

 最後まで、よろしくお願い申し上げます。

 それでは議案第１１号を議題とします。まず、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第１１号 農地法第３条の規定による許可申請書について

【朗読及び説明】

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

 令和８年７月１７日に現地確認と関係者の聞き取りを行いました。

 対象地は圃場整備区域内に位置しており、親族関係だったこともあり、以前から譲受人が耕作していた経過があります。この度、譲渡人が遠方にお住まいのため管理が難しく、なおかつご高齢であることを踏まえて、今回所有権を移転する運びとなりました。

 譲受人につきましては、別の地区で１反ほど水稻の作付けをしております。

 今回の対象地につきましても、息子さんを含めご家族で水稻を栽培予定と聞いて

ております。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「許可」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「許可」することと決しました。それでは、次に議案第 12 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書について

事務局 【農地法第 4 条第 1 項の規定による意見書（案）の説明】

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 もともと住んでいた家の地番の地目は宅地とのことですが、どうして農地転用の手続きが必要なのでしょう。

事務局 事務局としても関係機関と調整しましたが、近畿農政局から農地転用の許可が必要との見解が示されております。

議 長 その他の皆さん、ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「許可やむを得ないものと意見を付す」こととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「許可やむを得ないものと意見を付す」ことと決しました。次、議案第 13 号を議題とします。事務局か

ら議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請書について

事務局 【農地法第5条第1項の規定による意見書（案）の説明】

議長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 本件は、譲受人が対象地を購入して事業を行うということによろしいでしょうか。

事務局 そのとおりです。

議長 その他の皆さん、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については「許可やむを得ないものと意見を付す」こととしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「許可やむを得ないものと意見を付す」と決しました。次、議案第14号を議題とします。事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第14号 農用地利用集積等促進計画の案の作成について

【1番案件朗読及び説明】

議長 それでは、自然資本活用課から説明をお願いします。

自然資本活用課 本件につきましては、借り手である●●氏が農業経営を開始するために利用権の設定を受けるものであり、貸し手と借り手の間に大阪府みどり公社を挟む3者契約となります。

借り手の●●氏は、令和6年5月から令和7年2月にかけて農業大学校の社会人過程果樹コースを受講し、借りられる農地を探し、当該農地を借り受けることとなりました。

今回借り受ける農地については、ブドウや柑橘等の果樹と、果菜類・豆・芋などの栽培を計画されており、収穫物はあすかてくるで・アグリかわちながの等での販売を予定しております。

一方、貸し手の●●氏のご高齢のため当該農地の管理が困難であるため、●●氏に有効活用していただきたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

先ほど説明があったとおり、借り手は対象地ではシャインマスカットなどのブドウを栽培予定と聞いております。その他の果樹についても検討されており、若手農家として意欲的に取り組んでいかれる方だと思います。

また、対象地は遊休農地が多い地区となっていますので、若手農家により耕作してもらえることとなり、遊休農地解消につながっている状況です。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 借り手の方はお一人で耕作予定でしょうか。

地元委員 ご夫婦で耕作される予定です。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「承認」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「承認」とすることと決しました。次、議案第14号2番案件の朗読をお願いします。

【2番案件朗読及び説明】

議 長 それでは、自然資本活用課から説明をお願いします。

自然資本活用課 本件につきましては、借り手である●●氏が農業経営を拡大するために利用権の設定を受けるものであり、貸し手と借り手の間に大阪府みどり公社を挟む3者契約となります。

借り手の●●氏は、以前河内長野市●●で耕作していましたが、環境条件が悪く効率的な営農ができないため、代替として耕作しやすい農地を探しており、当該農地を借り受けることとなりました。

今回借り受ける農地については、水稻の栽培を計画されており、収穫後はご親族と知り合いへの販売を予定しております。

一方、貸し手の●●氏はご高齢のため当該農地の管理が困難であるため、●●氏に有効活用していただきたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

先ほど説明があったとおり、借り手は●●地区で水稻栽培をしていたが水不足のため代替地を探していたところ、従前から知人であった貸し手と話がまとまったと聞いております。借り手は水稻栽培の経験があり、農機具一式を所有しているため耕作に支障はないと考えています。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「承認」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「承認」することと決しました。次、借り手は同一人物のため議案第14号3番案件及び4番案件を一括して諮ります。事務局から議案の朗読をお願いします。

【3番及び4番案件を朗読及び説明】

議 長 それでは、自然資本活用課から説明をお願いします。

自然資本活用課

本件につきましては、借り手である●●氏が農業経営を開始するために利用権の設定を受けるものであり、貸し手と借り手の間に大阪府みどり公社を挟む3者契約となります。

●●氏については昨年12月に市が主催する農業研修講座を修了されました。その後農地の借り受けを希望されたため、貸し手・借り手のマッチングを行い、本件諮問に至りました。

当該農地ではジャガイモ・ブロッコリー・かぼちゃ・ハクサイなどの露地野菜を中心に栽培する予定です。

収穫物は市内直売所やインターネットでの販売のほか、お知り合いが経営する飲食店への納入、若しくは市内菓子店での店頭販売を計画しておられます。

また、●●氏はある程度時間の融通が利く仕事をしているので、農業との両立は十分に可能であるとのことでした。

将来的には経営規模を拡大し、体験農園など関連事業の展開も考えておられます。

一方、貸し手の●●氏・●●氏は市外にお住まいであり、当該農地の管理が困難であるため、●●氏に有効活用していただきたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員

【場所説明】

先ほど説明があったとおり、新規就農者ですので耕運機はもっていないので私が所有の耕運機をメンテナンスしながら使っています。草刈り機は購入して所有しています。ご家族と知人5人ほどに手伝ってもらいながら耕作予定と聞いております。今後も同地区の遊休農地を借り受けて拡大していきたい意向もお持ちで意欲のある方です。

議 長

皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長

ご意見がないようでしたら、本案件については「承認」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「承認」することと決しました。次、議案第14号5番案件の朗読をお願いします。

【5番案件を朗読及び説明】

議 長 それでは、自然資本活用課から説明をお願いします。

自然資本活用課 本件につきましては、借り手である●●氏が農業経営を拡大するために利用権の設定を受けるものであり、貸し手と借り手の間に大阪府みどり公社を挟む3者契約となります。

借り手の●●氏は、●●市の建設会社である●●株式会社の従業員です。同社は元々社内イベントが活発であったことから、令和6年度の米価格高騰を受けて「従業員向けにお米を作る」という話が立ち上がり、河内長野市で農地のマッチングを受けて本件諮問に至りました。

既に●●市で稲作をされている●●氏が借主として栽培の中心を担い、令和7年度に本市の農業研修講座を受講した別の従業員の方をはじめとする合計5名程度が当該農地での稲作に関わる予定です。

収穫したお米については、従業員向けに安く販売する予定です。

また、田植えや収穫といった作業を社内イベントとして開催し、従業員の家族が農に触れられるようにしたいとのことでした。

一方、貸し手の●●氏は高齢で当該農地の管理が困難であり、●●氏に有効活用していただきたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

先ほど説明があったとおり、会社のバックアップのもと従業員である●●氏が従業員向けのお米を作ると聞いております。●●氏は●●市で所有している機械を基本的には使用し、コンバイン等はないので市内農家に依頼するか検討されています。農地にある農小屋を修繕し従業員5名程度で耕作できる体制を整えているところです。もともと会社の●●が河内長野市にお住まいとのことで、今回河内長野市で農地のマッチングに至った案件です。●●氏は●●市での耕作経験もありますので、耕作に支障はないと考えます。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「承認」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「承認」することと決しました。次、議案第14号6番案件の朗読をお願いします。

【6番案件を朗読及び説明】

議 長 それでは、自然資本活用課から説明をお願いします。

自然資本活用課 本件につきましては、借り手である●●氏が農業経営を拡大するために利用権の設定を受けるものであり、貸し手と借り手の間に大阪府みどり公社を挟む3者契約となります。

借り手の●●氏は、●●地区で合計3反以上耕作しており、地域で耕作を続けられない農地を引き受ける形で本件諮問に至りました。

当該農地では水稻の栽培を行い、収穫したお米については、自家消費と知人への販売を予定しています。

一方、貸し手の●●氏は病気で体が不自由なため当該農地の管理が困難であり、●●氏に有効活用していただきたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

先ほど説明があったとおり、借り手は●●●●で水稻栽培をしており、近隣耕作者である貸し手から管理が困難であるとの話を聞き、借り受けることになったと聞いております。借り手は水稻栽培の経験があり、農機具一式を所有しているため耕作に支障はないと考えています。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「承認」としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「承認」とすることと決しました。次、借り手は同一人物のため議案第14号7番案件から9番案件を一括して諮ります。事務局から議案の朗読をお願いします。

【7番案件から9番案件を朗読及び説明】

議 長 それでは、自然資本活用課から説明をお願いします。

自然資本活用課 本件につきましては、借り手である●●氏が経営規模を拡大するために利用権の設定を受けるものであり、貸し手と借り手の間に大阪府みどり公社を挟む3者契約となります。

借り手の●●氏は、●●市の●●農家などで栽培を学んだほか、農業大学校にも通って経験を積んでおります。

1年半ほど前に●●地区で一度農地を借りられたのですが、その農地が接道していなかったために資材搬入や収穫物の搬入が難しく、やむを得ず解約となったため、代替地を探して本件諮問に至りました。

今回借り受ける農地ではトマトやネギなどの露地栽培を計画しており、収穫物は直売所への出荷や個人販売を予定されています。

一方、貸し手の●●氏・●●氏・●●氏はご高齢のため農地の日常管理が難しいとのことで、●●氏に有効活用していただきたいという意向を持っております。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

先ほど説明があったとおり、借り手は専業農家を希望しておられます。農業大学校でのつながりから●●町の知人がトラクターなど大型の農機具所有しており、互いに協力して耕作していかれるとのこと。今後も遊休農地を借り受けて拡大していきたい意向もお持ちで意欲のある方です。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「承認」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「承認」することと決しました。これで審議案件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。それでは、報告第6号について事務局から朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

【 朗読及び説明 】

議 長 続きまして、報告第7号の案件について、事務局から報告案件の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

【 朗読及び説明 】

議 長 それでは、報告案件について、皆様のご質問・ご意見を求めます。

(なしの声)

議 長 ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18 条条第3 項の規定によりここに署名する。

議 長	垣 内 俊 夫	
署名委員	宗 野 敏 雄	
署名委員	小 澤 勝	

協 議 会

協議事項

- 1 次回の9月定例農業委員会について
開催日 令和8年9月9日（水）午後1時30分から
場 所 行政委員会室 （駐車場は、臨時A駐車場）
- 2 大阪農業時報の配布について
- 3 農業委員会だよりの配布について
- 4 活動記録カードについて（8月分）
- 5 地区別農地パトロール用地図の配布について
- 6 その他

令和 8 年 8 月 定例農業委員会出欠状況

【農業委員 14 名・推進委員 6 名】

番号	氏 名	委 員 ・ 役 職 名	出欠状況	備 考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	副議長
2	新谷 義明	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	東 昇	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	杉村 保	推進委員	出席	
6	西浦 教之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	中野 太一	推進委員	出席	
8	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
9	北谷 清一	農業委員	出席	
10	川岸 晃	推進委員	出席	
11	大谷 弘行	農業委員	出席	
12	中辻 正敬	農業委員・幹事・企画編集委員	欠席	
13	峰 宏司	推進委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員長	出席	議事録署名人
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
18	小坂 充弘	農業委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	